

## 6 住民等の意見についての留意事項

大規模小売店舗の新設や変更の届出について、周辺的生活環境の保持という見地から、意見を述べるすることができます。

意見を述べる場合は、以下の点に留意して意見書を作成の上、市に提出してください。

### ○届出に関する情報

大規模小売店舗の新設や変更の届出を受理すると、市はその概要を市掲示場に掲示し、届出書類を市役所（浜松市産業部産業振興課）において縦覧に供します。なお、届出書類は市政情報室、区役所区振興課、商工会議所又は商工会においても閲覧できます。

また、届出から2月以内に届出者が説明会を開催しますので、この説明会への出席や届出書類の閲覧により、届出内容や届出者が周辺的生活環境の保持のためにどのような配慮を行おうとしているかについて、知ることができます。

### ○意見書の提出方法

市掲示場へ掲示した日から4月以内に、以下のとおり意見書を作成し、下表のいずれかの方法により提出してください。

(1) 意見書の宛先：浜松市長

(2) 記載事項

- ① 意見を述べる者の氏名又は団体名（代表者氏名）及び住所
- ② 大規模小売店舗の名称
- ③ 意見の内容とその理由
- ④ 縦覧の際、氏名、住所を公開とするか否か

### ○意見の提出先 浜松市産業部産業振興課

方 法	宛 先 等
郵送・持参	〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
ファクシミリ	053-457-2283
Eメール	shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### ○意見の浜松市掲示場への掲示と縦覧

提出いただいた意見は、概要を浜松市掲示場に掲示し、意見書は縦覧に供されます。このため意見書には、縦覧の際に住所及び氏名を公開して差し支えないか否かについて、記載していただいています。